

## 常総衛生組合公示第1号

### 令和2年度常総衛生組合一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号，以下「法」という）の規定により，令和2年度の計画を次のように定める。

令和2年1月27日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合「常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市」におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は，次のとおりである。

品 名	処 理 量
生 し 尿	3,857 kℓ
浄化槽汚泥	31,580 kℓ
計	35,437 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体  
一般廃棄物の収集運搬は，許可業者によるものとする。ただし，最終処分については，委託業者による。

- 3 処理計画

- (1) 収集，運搬

- ア 収集区域の範囲

- 関係市全域とする。

イ 収集の方法

生し尿及び浄化槽汚泥（農集・コミプラ含む）

別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理計画

ア し尿処理施設

施設の名称：常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地：つくばみらい市小絹1450

方式：標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力：100kℓ/日＋50kℓ/日 150kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

I 市別投入量 (kℓ/年)

市名	生し尿	浄化槽汚泥	計
常総市	828	13,706	14,534
守谷市	480	471	951
坂東市	1,391	11,555	12,946
つくばみらい市	1,158	5,848	7,006
計	3,857	31,580	35,437

※1 常総市は旧水海道市，坂東市は旧岩井市の区域とする。

※2 浄化槽汚泥には，農集・コミプラの汚泥が含まれる。

## II 業者別投入量 (kℓ/年)

許 可 業 者	生 し 尿	浄化槽汚泥	計
(有) 東 海	202	9,197	9,399
(有) 石 山 清 掃	626	4,749	5,375
平 尾 商 事	344	3,688	4,032
(株) 常 陽 清 掃	1,047	8,415	9,462
(株) シイナクリーン	1,408	3,626	5,034
関 東 商 事 (株)	230	1,905	2,135
計	3,857	31,580	35,437

## III 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 80t/年

沈 砂・・・埋立処分（北茨城市） 12.5t/年

〔4年に1回50t排出〕

#### IV 市別詳細

##### 投入量 (kℓ/年)

市 名	生し尿	浄 化 槽 汚 泥			合 計
		単 独	合 併	計	
常 総 市	828	3,536	10,170	13,706	14,534
守 谷 市	480	95	376	471	951
坂 東 市	1,391	5,164	6,391	11,555	12,946
つくばみらい市	1,158	1,248	4,600	5,848	7,006
計	3,857	10,043	21,537	31,580	35,437

##### 処理人口 (人)

市 名	生し尿	浄 化 槽 汚 泥			合 計
		単 独	合 併	計	
常 総 市	1,620	12,905	23,219	36,124	37,744
守 谷 市	939	347	858	1,205	2,144
坂 東 市	2,722	18,847	14,591	33,438	36,160
つくばみらい市	2,266	4,555	10,502	15,057	17,323
計	7,547	36,654	49,170	85,824	93,371